ゆとり

今月の相談 相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

フロツ他談	相談は全く無料です。「要予約」	のものは事則の甲し込め	が必要です。詳しくは、お問い合わせください。
相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日(祝日は除く)、 午後1時~4時	市役所 1 階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)
运 年代歌	第 1・3 水曜日(祝日は除く)、 午後 1 時~ 4 時	金剛連絡所	※同一年度内で2回利用可(同一案件での2回利用は除く)。
市民相談	月〜金曜日(祝日は除く)、 午前9時〜午後5時30分	市役所 1階 7番窓口	電話相談も可(内線182、185)
	毎週水曜日(祝日は除く)、 午後1時~4時	金剛連絡所	事前予約、電話相談も可 [☎(29)1401]
行政相談	15休、午後 1 時~ 4 時	市役所 1 階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可(内線182)
司法書士相談	20伙、午後 1 時~ 4 時	市役所 1 階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※同一年度内で1回利用可。
人権なんでも相談	23億、午後 1 時~ 4 時	市役所 1 階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談 問い合わせ(内線472)
女性の悩み相談	①6 (火)、午前9時30分~午後0時30分、午後1時30分~3時30分、②8 (木)、午前10時30分~年後0時30分、年後1時30分~3時30分、 ③17(土)、午前9時30分~11時30分	市役所 4 階農業委員会会長室	電話相談も可、要予約(内線474)、女性カウンセラーによる相談、定員①は5人、②は4人、③は2人
人権相談	月〜金曜日(祝日は除く)、 午前9時〜午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可〔四(24)3700〕
生活相談	月〜金曜日(祝日は除く)、 午前9時〜午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可 (☎(24)3700)
保育士による育児相談	第2・4月曜日(祝日は除く)、 午後1時~3時	レインボーホール (市民会館)2階	要予約 (☎(26)1233)、定員3組
ひとり親家庭相談	月〜金曜日(祝日は除く)、 午前9時〜午後5時30分	市役所2階こども未来室	要予約、電話相談も可(内線204)
家庭児童相談	月〜金曜日(祝日は除く)、 午前9時〜午後5時30分	市役所2階こども未来室	電話相談も可(内線206~208、279)
発達相談	月〜金曜日(祝日は除く)、 午前9時〜午後5時15分	市役所2階こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、279)
子育て相談	月〜金曜日(祝日は除く)、 午前9時〜午後5時	児童館	電話相談のみ (☎(25)0666)
健康相談	月〜金曜日(祝日は除く)、 午前9時〜午後5時30分	保健センター	要予約 (☎ (28)5520)、生活習慣病や栄養・禁煙などに ついての相談
福祉なんでも相談	月〜金曜日(祝日は除く)、 午前9時〜午後5時30分	総合福祉会館、かがりの郷、 市役所 2 階23番窓口	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する あらゆる相談
自立支援相談	月〜金曜日(祝日は除く)、 午前9時〜午後5時30分	市役所 2 階23番窓口	電話相談も可(内線274)
市民公益活動相談	月〜金曜日(祝日は除く)、 午前9時〜午後9時	市民公益活動支援センター	要予約 [☎ (26)7887] ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	5月、午後1時~3時	市役所 4 階農業委員会	事前予約も可(内線431)
商工相談	月〜金曜日(祝日は除く)、 午前9時〜午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談 (含(25)1101)
日本政策金融公庫相談	14冰、午後 1 時30分~ 3 時30分	商工会館2階	要予約 [香(25)1101]
消費生活相談	月〜金曜日(祝日は除く)、 午前9時〜正午、午後1時〜4時	消費生活センター (市役所 1 階市民相談室横)	電話相談のみ (内線186)、専門相談員による相談、 消費者ホットライン (か (局番なし)188)
就労支援相談	月〜金曜日(祝日は除く)、 午前9時〜午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談問い合わせ 市人権協議会 (3 (24)3700)
お出かけ就労支援相談	27似、午後 1 時30分~ 4 時	市役所 1 階市民相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談問い合わせ 市人権協議会 (否 (24)3700)
若者の就労相談	月〜金曜日(祝日は除く)、 午前10時〜午後5時	南河内地域若者サポート ステーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション(常盤町三丁目 17の501)(25 (26)9441)
労働相談	8 (木)、午後 2 時~ 5 時	市役所 1 階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付き の労働相談も可)。 問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	22休、午後1時~2時30分、2時30分~4時	トピック Topic(きらめき創造館)	要予約 (☎ (26)8056)、定員各 1 人、カウンセラーによる 相談
進路相談(奨学金)	月〜金曜日(祝日は除く)、 午前9時〜午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)
もの忘れ医療介護相談	7 (水)、21(水)、午後 1 時30分~2 時、 2 時 15分~2 時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約(内線196)、定員各1組、認知症サポート医、 ほんわかセンター専門職による相談





講座・催し

府点訳・朗読奉仕員中級養成 講座

とき 5月27日休~11月25日休(全24回) ※詳しい日程は、お問い合わせください。

ところ 府立福祉情報コミュニケー ションセンター (大阪市東成区中道一 丁目3の59)

対象者 府内在住・在勤の人で、市町 村が実施する初級講座修了者または同 等と認められる人

※初めて学習する人は受講不可。

定員 各25人 (受講判定試験を実施) 受講料 無料 (教材費実費)

申し込み 障がい福祉課(内線193)に備え付けの申込書に必要事項を記入し、4月30日金(必着)までにファクスまたは郵送で、(一財)大阪府視覚障害者福祉協会((M06(6748)0631)・●537-0025大阪市東成区中道一丁目3の59)へ(府ホームページ[http://www.pref.osaka.lg.jp/]からも申し込みできます)

問い合わせ 同協会 [合06(6748)0611]

府要約筆記者養成講座

とき 6月19日出~12月4日出(全21回) ※詳しい日程は、お問い合わせください。

ところ 府立福祉情報コミュニケー ションセンター (大阪市東成区中道一 丁目3の59)

コース 手書きコース、パソコンコース **対象者** 府内在住・在勤で要約筆記者 として活動する意思のある人

定員 各12人(受講判定試験を実施) 受講料 無料(教材費実費)

申し込み 障がい福祉課(内線192)に備え付けの申込書に必要事項を記入し、5月10日月(消印有効)までに郵送で、〒562-0023箕面市粟生間谷西2丁目2の6 橘髙方「NPO法人大阪府中途失聴・難聴者協会」へ(府ホームページ(http://www.pref.osaka.lg.jp/)からも申し込みできます)

問い合わせ 府民お問い合わせセンター (会06(6910)8001)

おれんじパートナー交流会

認知症ケアの情報交換や介護経験者の経験から、不安や悩み、困りごとの解決のヒントをみつけませんか。

とき 4月28日(水)、午後1時30分~3時 ところ すばるホール3階会議室2 対象者 認知症の人やその家族、認知 症サポーター、地域で認知症ケアを進 めたい人、認知症に関心のある人など

定員 18人(当日、直接会場へ) 参加費 100円(お茶・お菓子代) 問い合わせ 井尻さん(おれんじパートナー事務局)[☎090(3996)0071]

介護予防サポーター養成講座

介護予防の知識(運動、栄養、口腔機能など)を「笑顔はつらつ教室(地域介護予防普及教室)」で指導する同サポーター(有償ボランティア)を養成します。

とき 5月11日~6月15日の毎週火曜日、午前10時~午後4時と同教室の見学1回(全7回)

ところ 市消防本部、市役所

対象者 市内在住・在勤のおおむね74歳以下で、講座修了後、同教室で3回実習を受け、「市介護予防サポーターの会(健やかスマイル)」に入会し、同教室で指導できる人

定員 15人 受講料 無料

申し込み 5月6日休までに、メールで件名に講座名、本文に住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、高齢介護課 [Eメールkaigohoken@city.tondabaya shi.lg.jp・(内線196)] へ (申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)

新たな通い場「い・こ・か」

ロコトレや創作活動などを楽しみな がら、一緒に過ごしませんか。

とき 5月13日、27日、6月10日、24日、7月8日、29日の木曜日、午後1時~3時(全6回) ところ かがりの郷

対象者 介護予防に関心がある65歳以 上の人 **定員** 10人

参加費 1回300円(当日徴収)

持ち物 上靴、飲み物

申し込み 4月13日(火、午前9時~、 かがりの郷へ(申し込み先着順、電話 申し込み可)



募集

けあぱる非常勤登録ホームヘルパー募集

勤務形態 直接自宅から対象者宅を訪問しケアする直行直帰制

※勤務時間など詳しくは、お問い合わせください。

対象者 介護職員初任者研修以上修了者(同等以上可)、もしくはガイドヘルパー資格取得者

申し込み 月~土曜日(祝日、年末年始を除く午前9時~午後5時)に、けあばる [合(28)8633] へ

学習支援ボランティアを募集

昨年より、放課後に小学生を対象と した学習支援「とんとんスタディー」 を実施しており、参加していただける ボランティアを募集します。

活動期間 6月~令和4年3月

対象者 小学生の学習支援に関心のある大学生

募集人数 10人程度

申し込み 4月6日巛~、生涯学習課 (**☆**(26)8056) へ

※申し込み方法や活動日など詳しくは、市ウェブサイト(生涯学習課のページ)をご覧ください。



相談

法律相談と司法書士相談の利 用条件が変更されます

これまで法律相談は、市内在住の人が1年間に1回、利用可能としていましたが、今般の予約状況を鑑み、今年度より、同一年度内に2回のご利用が可能となります(ただし、同一案件での相談を除く)。

また、司法書士相談はこれまで市内 在住の人が1年間に1回、利用可能と していましたが、今年度より、同一年 度内に1回利用可能へ運用を変更しま す。

問い合わせ 都市魅力課(内線182)

税

固定資産税の「縦覧帳簿の縦覧」と「課税台帳の閲覧」を実施

縦覧帳簿の縦覧 縦覧帳簿の納税者本人の土地・家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を比較できます。 記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿=所在、地番、 地目、地積、価格、市街化区域・市街 化調整区域の別

◇家屋価格等縦覧帳簿=所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年 縦覧できる人

◆土地価格等縦覧帳簿=市内に土地を 所有している納税者

◇家屋価格等縦覧帳簿=市内に家屋を 所有している納税者

※いずれも納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人でも可。 期間 4月1日休~5月31日月(土・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時30分)

課税台帳の閲覧 土地や家屋などの所有者は固定資産課税台帳を閲覧できます。また、借地人・借家人なども賃借権などの目的となる土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。

閲覧できる人

◇納税義務者

◇納税管理人、納税者の同居親族、委 任状を持っている代理人

◇借地人、借家人など(ただし、権利 関係と有償であることを示す書類が必 要です)

期間 4月1日(水〜令和4年3月31日 (木) (土・日曜日、祝日、年末年始を除 <午前9時〜午後5時30分)

縦覧・閲覧に必要な書類など

- ・本人確認ができる書類(納税通知書、 個人番号カードや運転免許証など)
- ・納税管理人や納税者の同居親族は閲 覧できますが、代理人が来られる場合 は委任状が必要
- ・法人名義の物件については、委任状 または申請書に代表印の押印が必要

縦覧・閲覧場所 課税課(内線113~116)

市・府民税の反映には4月16 日(金)までに確定申告書の提 出を

市・府民税の納税通知書の送達後に 令和2年分の確定申告書が提出された 場合、市・府民税の税額計算に算入さ れない取り扱いとなる場合がありま す。

●納税通知書が送達されるまでに提出 することが要件であるもの

- ・上場株式などに係る配当所得などおよび源泉徴収を選択した特定口座の譲渡所得など
- ・上場株式などに係る譲渡損失の損益 通算および繰越控除
- ・先物取引の差金など決算に係る損失 の繰越控除
- ・居住用財産の買換えなどの場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除など

また、上場株式などの配当所得など および譲渡所得などについて、確定申 告と異なる課税方式などを選択すると きも、納税通知書が送達されるときま でに、書類の提出が必要です。

※詳しくは、市ウェブサイト(課税課のページ)をご覧ください。

●確定申告書の写しを郵送で、お送り ください

確定申告を提出された人は、以下の 影響がでる場合がありますので、影響 を軽減するためにも、確定申告がお済 みになられましたら、その写しを課税 課宛に郵送で、提出してください。

- ・副業の収入の情報が勤務先に通知される
- ・確定申告書の内容が反映されていない納税通知書が発送、市・府民税証明 書が交付される
- ・国民健康保険料、介護保険料などの 保険料の算定に影響が出るなど

問い合わせ 課税課(内線111、112、 117)

市税の滞納整理を強化中!

本市では、令和2年度分の市税を含め納税催告、滞納処分を集中して実施しています。今後も滞納者に対して、必要に応じ財産差し押さえなど、厳しい措置をとることとしています。ま

た、納付期限までにお納めいただけない場合は、督促手数料や延滞金が加算された金額を納めなければならなくなりますので、納付期限までに納めてください。

問い合わせ 収納管理課(内線121~124)

国民健康保険

国民健康保険料の納付は6月 ~3月の10回です

令和2年度の保険料は第10期分(令和3年3月31日納期限)で納付が終了します。

令和3年度の保険料については、6 月に納付額通知書を送付しますので、 通知書がお手元に届きましたら、内容 をご確認のうえ、6月以降に納付をお 願いします。

問い合わせ 保険年金課(内線552)



講座・催し

「貸む」映画上映会

とき 4月11日(日)、午後2時~4時 ところ すばるホール

定員 200人

参加費 1200円 (小・中学生は500円) ※申し込み方法など、詳しくはお問い 合わせください。

間い合わせ 市上映会実行委員会 (合090(8233)3790・M(23)6768・Eメールtondabayashideaf@yahoo.co.jp)へ

Up!もりもり教室

体力不足に悩んでいるけど、どんな体操や運動をしたらよいか分からない人はぜひ参加ください。

とき 4月6日以、20日以、5月18日 以、午後1時~2時30分

ところ かがりの郷

対象者 市内在住の60歳以上の人

定員 各15人

参加費 1回300円(当日徴収)

持ち物 上靴、飲み物、タオル 申し込み 4月6日火、午前9時~、 かがりの郷へ(申し込み先着順、電話 申し込み可) 保健医







献血にご協力を

とき・ところ 4月9日 金、午前10時 ~正午、午後1時~4時30分=コノミ ヤ富田林店、18日(日)、午前10時~午後 4時=エコール・ロゼ

※献血を受けていただける条件など詳 しくは、あ問い合わせください。

問い合わせ 市献血推進協議会 [**8**(25)8261]

重度障がい者タクシー利用券 (基本料補助)を送付しました

本市では、身体障がい者手帳(1・2 級)、療育手帳(A判定)、精神障がい者 保健福祉手帳(1級)のいずれかをお持 ちの人を対象に、タクシー料金の一部 (基本料金)を補助する重度障がい者タ クシー利用券を交付しています。

現在、同タクシー利用券(うぐいす 色)をお持ちの人は3月31日までが有 効期限です。引き続き要件に該当する 人には、新しい同タクシー利用券(ピ ンク色)を3月末に自宅へ郵送しまし た。新しい同タクシー利用券(ピンク 色)は4月1日休より利用できます。

届かない場合は障がい福祉課までご 連絡ください。なお、昨年度に交付申 請していない人や初めて利用される人 については申請手続きが必要です。

交付枚数 1カ月3枚で年間36枚 ※福祉施設などへ入所している人は対 象外ですので交付できません。

問い合わせ 障がい福祉課(内線192)

特別障がい者手当・障がい児 福祉手当

日常生活において、常時特別な介護 を必要とする重度の心身障がい者(児) に対し、特別障がい者手当・障がい児 福祉手当が支給されます。

対象者 在宅で常時特別な介護を必要 とする重度心身障がい者(児)

※所得制限などがありますので詳しく は、お問い合わせください。また、施 設入所者や長期入院(障がい児福祉手 当は除く) されている場合は支給され ません。

※令和3年4月分からの支給月額は令 和2年度と同額です。

支給額 特別障がい者手当=月額2万 7350円、障がい児福祉手当、福祉手当 (経過措置分) = 月額 1 万4880円

問い合わせ 障がい福祉課(内線192、 193)



国民年金

会社などを退職された皆さんへ

日本に住んでいる20~60歳の人で、 会社を退職されて厚生年金保険の資格 を喪失した人や、その人に扶養されて いる配偶者は国民年金加入の手続きが 必要です。年金手帳と退職年月日を確 認できる書類(離職票、雇用保険受給 資格者証など)を持って、保険年金課 (市役所1階8番窓口)へお越しくだ さい。

なお、所得が少ない場合や、失業に より国民年金保険料(月額1万6610円)

を納付することが困難になった場合、 申請をして承認されると保険料が全 額、または一部免除(一部納付)され る制度(世帯主や申請者本人と配偶者 の所得により審査)や、50歳未満の人 を対象に保険料の納付が猶予される 「納付猶予制度」(申請者本人と配偶者 の所得により審査) がありますので、 詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課(内線153、 154)

産前産後期間の国民年金保険 料が免除されます

次世代育成支援の観点から、産前産 後の一定期間の国民年金保険料が免除 となります。

対象者 国民年金第1号被保険者の人 免除期間 出産予定日または出産日が 属する月の前月から4ヶ月間(多胎妊 娠の場合は、出産予定日または出産日 が属する月の3カ月前より6カ月間) 申請方法 出産予定日の6カ月前よ り、年金手帳、母子健康手帳などを持 参し、保険年金課(内線153、154)へ ※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上 の出産をいいます(死産、流産、早産 された人を含みます)。

国民年金保険料が改定

4月から令和4年3月までの国民年 金保険料について、定額保険料が月額 1万6540円から1万6610円(月70円引 き上げ) に改定されました。

問い合わせ 天王寺年金事務所〔☎06 (6772)7531)

※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。

広告枠